

世田谷区ベビーシッター利用支援事業に係る業務委託
委託事業者選定プロポーザル実施要領兼説明書

令和7年11月

世田谷区

1 事業の概要

(1) 件名予定件名

世田谷区ベビーシッター利用支援事業に係る業務委託

(2) 目的

日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を助成することで、保護者の子育ての負担軽減を図るため。

(3) 業務内容

ベビーシッター利用支援事業実施に伴う以下の業務。詳細は、別紙1「業務内容説明書（予定仕様書）」のとおり。

①コールセンター業務

ベビーシッター事業の概要、安全確保策の案内、利用料の補助申請に関する問い合わせ、苦情対応、利用にあたっての注意喚起、シッティング後の子の様子やシッティング内容で気になったこと等の相談対応を行う。

②補助金（ベビーシッターの利用料、児童の見守りを目的とした機器の購入等に係る費用）受付・審査業務

補助金交付申請者から申請書類を受け付け、区が作成した基準に基づき審査を行い、審査データ（申請者情報や利用実績・購入金額等を入力）を作成する。

③審査データ納品業務

補助金交付申請者の提出書類及び作成した審査データについて、セキュリティ上安全かつ確実な方法で、区に納品する。

④支払データ作成・納品業務

区の審査が完了した審査データについて、支払データ（支払者情報や支払金額等を入力）を作成し、区に納品する。

⑤交付決定通知等作成・通知業務

区が送付する交付決定データに基づき、交付決定通知等を作成の上、封入封緘し、補助金交付申請者に送付する。

(4) 履行期間

①準備期間

令和8年1月5日～令和8年3月31日

②事業実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※履行実績が良好であること及び各年度において本契約に係る予算の配当があることを条件に、令和9年度から令和10年度についても新たな契約を結ぶことを認める。なお、契約は単年度ごとに締結するものとする。

※契約期間中であっても、東京都の制度変更により委託内容を変更する場合がある。

※契約期間中に事故又は履行不良がみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

2 提案限度価格

102,792,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和8年度の予算配当を条件とする。予算配当がない場合は契約出来ない。

※本案件は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。労働報酬下限額の詳細は、別紙2を確認すること。

3 プロポーザル方式を採用する具体的理由

本業務の履行にあたっては、東京都ベビーシッター利用支援事業の趣旨及び目的を十分に理解した上で、申請者ごとに異なる問合せや申請内容を正確に把握し、迅速に対応・審査するための高度な専門性や、業務を効率的に行うためのノウハウ、体制及び経験が求められ、事業者の能力によって本件事業の目的の達成に大きな差が生じることから、最適な事業者を比較審査して選定できるプロポーザル方式を採用する必要がある。

4 参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- (7) 令和7年11月13日現在、他の自治体において、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に関する業務を受託した実績があること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得（取得申請中を含む）していること（証明するものを提出すること）。ただし、取得申請中の場合は、契約日時点で取得を完了していること。
- (9) 「世田谷区ベビーシッター利用支援事業に係る業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。委員は以下のとおり。

委員長 世田谷区 子ども・若者部長 松本 幸夫

委員 世田谷区 子ども・若者部 保育課長 北川 俊彦

委員 世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課長 渡邊 政基

5 プロポーザル実施日程（予定）

- ・説明書等交付期間 令和7年11月13日（木）～11月25日（火）
- ・参加表明書等の提出期限 11月25日（火）正午
- ・招請通知発送 11月26日（水）
- ・質問の提出期限 12月 1日（月）午後5時
- ・質問回答 12月 4日（木）
- ・提案書等の提出期限 12月17日（水）正午
- ・選定委員会（プレゼンテーション審査） 12月19日（金）
- ・結果通知 12月22日（月）

6 説明書等の交付期間、場所及び方法

（1）交付期間

令和7年11月13日（木）～11月25日（火）

（2）場所及び方法

「17 本件担当」記載の窓口での配布又は世田谷区ホームページからダウンロード
※窓口交付は期間中の午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く。11月25日（火）は正午まで。）

7 参加表明書等の提出期限、提出先及び方法等

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加資格を確認の上、参加表明書及びその他提出書類一式を併せて提出すること。参加表明書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルに参加できない。

（1）提出書類

- ①参加表明書（様式1）
- ②都道府県民税・市町村民税に滞納がないことがわかる証明書
（発行年月日から3か月以内）
- ③一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得（取得申請中を含む）していることを証明する書類

（2）提出期限、提出先及び方法

①期限

令和7年11月25日（火）正午まで（必着）

②提出先

「17 本件担当」に同じ

③方法

持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留又はレターパックに限る）

（3）招請通知

参加資格を満たしている事業者に対しては、令和7年11月26日（水）に、郵送でプロポーザル招請通知を送付する。参加資格を満たしていない事業者に対しては、同日に郵送で非招請通知を送付する。

(4) 辞退

参加表明書等の提出後に、何らかの事情により辞退する場合は、「参加辞退届」（様式2）を速やかに提出すること。

8 質疑応答の提出期限、提出方法及び回答方法

本プロポーザルにあたり、質問がある場合には、以下の方法で提出すること。

(1) 提出期限

令和7年12月1日（月）午後5時まで（必着）

(2) 方法

「質問票」（様式3）を電子メールで「17 本件担当」あてに送信すること。

※メールアドレスは招請通知にて記載する。

(3) 回答

令和7年12月4日（木）までに回答をとりまとめ、すべての招請事業者宛てに電子メールで回答する。

9 提案書の提出者を選定する基準

本案件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

10 提案書に求める内容（提出書類）、提出期限、提出先及び方法

(1) 提出書類

①提案書

以下の事項を記載すること。

なお、すべてのページについて、事業者を特定又は推測させるような記述やロゴマーク等を記載しないこと。

ア 事業実施方針

イ コールセンターの運営体制

ウ 補助金の受付・審査体制

エ 業務の実施体制（管理体制・人員体制・職員への研修計画）

オ 業務スケジュール・業務フロー

カ 本区や他自治体での業務実績

②見積書

見積書の書式に定めはないが、見積金額は円単位とし、消費税及び地方消費税を含むこと。なお、見積書の金額は評価項目の一つであり、点数に反映される。

③事業者の財務諸表（予算書・決算書）※過去3年分を提出すること。

④事業者の定款、規則、その他これらに類する書類

⑤事業者の概要資料（会社案内等の資料）

(2) 提出期限

令和7年12月17日（水）正午

(3) 提出先

「17 本件担当」に同じ

(4) 方法

電子メールで電子データを提出。

11 提案書を特定するための評価基準

本プロポーザルでは、主に以下の評価基準に基づき審査を行う。

(1) 事業実施方針

- ・ベビーシッター利用支援事業の目的を踏まえた提案内容か。
- ・業務全体を正確に把握できているか。

(2) コールセンターの運営体制

- ・同時に複数の利用者から問合せがあった場合にも対応できる、人員体制や設備・環境が整っているか。
- ・安全確保策の案内やシッティング内容に関する相談に対応できる体制がとられているか。
- ・エスカレーション対応や、マニュアル・FAQの更新等を柔軟かつ円滑に実施できる体制・仕組みが整っているか。
- ・補助金審査業務との連携体制が整っているか。

(3) 補助金の受付・審査体制

- ・正確性が担保でき、かつ遅滞なく業務を遂行できる体制か。
- ・安全かつ確実な方法で、区に受付・審査・支払データを提供できる体制か。
- ・疑義があった場合の対応方法は適切か。
- ・個人情報保護のための取組みや情報セキュリティは適切か。

(4) 業務の実施体制（管理体制・人員体制・職員への研修計画）

- ・業務を安定的に遂行できる管理体制が確立されているか。
- ・職員構成、職員数及び組織の管理・運営体制は適切か。
- ・補助金の受付・審査の繁忙期（年度末）への対応策が練られているか。
- ・業務に必要な知識・スキルを習得できる研修計画が立てられているか。

(5) 業務スケジュール・業務フロー

- ・事業開始までに、十分な準備ができるスケジュールか。
- ・区の指定日までに対応可能な事務処理体制、業務スケジュール、業務フローか。
- ・区への報告・連絡調整ができる仕組みが整っているか。

(6) 業務に要する見積り金額の妥当性

- ・事業計画を実現するための適正な額か。
- ・経費内訳や積算根拠が明確か。
- ・十分な費用対効果が得られるか。

(7) その他追加提案に関する事項

12 提案書の審査方法

審査は、「世田谷区ベビーシッター利用支援事業に係る業務委託事業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会にて、「11 提案書を特定するための評価基準」に基づき実施する。提案書、見積書、プレゼンテーション内容等を総合的に評価し、最

も優れた提案をした事業者を受託候補者として選定する。委員は以下のとおり。

委員長 世田谷区 子ども・若者部長 松本 幸夫
委員 世田谷区 子ども・若者部 保育課長 北川 俊彦
委員 世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課長 渡邊 政基

13 審査結果の通知期日及び方法

審査結果は、令和7年12月22日（月）（予定）に文書にて通知する。

なお、区は選定事業者名及び審査結果について、世田谷区ホームページで公表する。

14 失格事由

- (1) 招請通知後、選定事業者の特定までに次に掲げる事由のいずれかに該当した場合
 - ・世田谷区指名停止基準に基づき指名停止措置を受けた場合
 - ・世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づき入札参加除外措置を受けた場合
 - ・参加資格がないことが判明した場合
 - ・参加表明書その他の種類において虚偽の記載がみとめられた場合
- (2) 選定に関して自己を有利とする又は他の参加者を不利とするため、審査委員会委員又は区職員等の関係者に対して面談、連絡等の不当な働きかけを行った場合
- (3) その他選定に関して不正な行為又は公序良俗に反する行為をした場合

15 提出書類の取扱い

- (1) 提案者から提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (2) 本プロポーザルに関して作成した書類等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、区は、事業者決定の公表等で必要な場合には、提案者が作成した書類の内容を無償で使用できるものとする。

16 その他

- (1) 提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。その上で、詳細な仕様や契約金額等について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- (2) 契約保証金は免除とする。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (5) 区は、提案者に無断で、選定の目的以外に提案書を使用しないものとする。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (8) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出や、記載内容についての説明を求めることがある。

- (9) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
- (10) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (11) 提案書の提出後に「4 参加資格」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

17 本件担当

世田谷区子ども・若者部保育認定・調整課 川窪

所在地：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎2階22番窓口

電 話：03-5432-2572

FAX：03-5432-3018